

産業構造審議会知的財産政策部会
第29回商標制度小委員会
議事録

1. 日時・場所

日時：平成24年9月25日（火）10：00～12：00

場所：特許庁庁舎16階 特別会議室

2. 出席者

土肥委員長、遠藤委員、岡本委員、神林委員、高崎委員、竹田委員、田村委員、松尾委員、宮城委員、柳生委員

3. 議題

- (1) 新しいタイプの商標の効力の制限及びその他の論点について
- (2) 登録後に識別力を喪失した商標の取消制度の創設について
- (3) パリ条約第6条の3への対応の在り方について
- (4) 商標法における地域ブランドの保護の在り方について

4. 議事内容

資料1から資料4に沿って事務局から説明したところ、各資料に示された方向性で了承された。事務局からの説明に対し、委員から出された意見の概要は、以下のとおり。

(1) 新しいタイプの商標の効力の制限及びその他の論点について

- ・具体的に、においや音の「特徴等を普通に用いられる方法で表示する商標」とはどのようなものか、また、「商品の性質から当然に含まれる構成要素のみからなる商標」とはどのようなものか、音やにおい等タイプ毎のより具体的な説明が必要である。
- ・においの商標について、芳香剤という例が挙げられたが、前回議論された4つのタイプのうち2番目に挙がっていたものであり、2番目に挙がっていたものについては、ほぼ登録することは無理なのではないのかという方向性だったはず。それをここで例として挙げるのは不適當ではないか。
- ・具体的な例を挙げるのは難しいと理解しているが、実務上、「普通に用いられる方法」というのは一体どんなものがあるのかいつも悩まされるので、なるべく例示をたくさん挙げていただきたい。例えば、3条にも「普通に用いられる方法」というのがあり、そのあたりのところをもっと補充していただくなど、わかりやすい形で公開していただきたい。
- ・新しいタイプの商標の導入の際は、音楽等との関係もあり、著作権人格権についても手当てすべきではないか。
- ・新たな制度の施行時までには、なるべく例示を多く挙げることも含め、新しいタイプ

の商標に関する審査の予見可能性を高めることで、いたずらに出願が殺到するような事態は避けるべきである。実際、立体商標の保護の導入時には大きな問題とならず、その後の審査も適正に行われている。事業をしている企業にとっては極めて大事なことであるので、出願ラッシュとならないような手当てをとっていただきたい。

- ・商標法の条文の中には依然として新しいタイプの商標を意識していない文字商標に特化した記載があるので、新しいタイプの商標導入にあたっては検討が必要。

- ・著作者人格権との関係について、その中でも同一性保持権が一番問題になると思う。しかし、同一性保持権については翻案権や複製権で解決できると考えられるので、今のところ著作者人格権を考慮する必要性はそれほどないのではないかと。

- ・継続的使用権は必要。また、どの程度の幅で認めるのかということも慎重に検討していただきたい。例えば、法改正があったとき現に使っていた店舗だけなのか、それとも同じ商品又は役務に使用するものであれば地域的に拡大してもいいのか、というような議論も必要である。

- ・今回問題になっている26条は、第27回商標制度小委員会において、「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識できない態様により使用されている標章」という規定を追加するという案が特許庁から提示された。新しいタイプの商標との関係では、「何人かの業務に係る……と認識できない態様により」という記載の仕方ではなくて、「認識できる態様により使用されていない」というふうに記載したほうが、法律の抗弁権としての性質がよく分かってよいのではないかと。

- ・著作権との関係では人格権の問題があるが、範囲が難しくなるので、著作隣接権を書けばそれで足りるのではないかと。

- ・防護標章について、「商標に関する規定の準用」が必要かどうか問題とされているが、防護標章制度自体についていろいろ疑問が持たれているところ、新しいタイプの商標については、その範囲がまだ明確ではないので、差し当たり、防護標章についてまで新しいタイプの商標を規定する必要はないのではないかと。

(2) 登録後に識別力を喪失した商標の取消制度の創設について

- ・検討の方向性としては、普通名称化というのは識別力喪失の一つの類型であるので、新しいタイプの商標の導入も踏まえて検討するというのがよいのではないかと。アンケートの結果から、業界によっては一定のニーズがあるのは承知したが、全体として考えると時期尚早ではないかと。

- ・普通名称化の防止措置については、参考資料の各国比較表にあるとおり、ほとんどの国で導入されていない。取消制度と普通名称化の防止措置を一緒に考えるべきというのには賛成だが、諸外国の実情も参考にすべきではないかと。

- ・以前から事後的な取消制度があってもよいと考えていた。普通名称化しているにもかかわらず形式的に商標権が残っているために、当該商標を普通名称と考えて使用していた零細な事業者は、商標権者から商標権侵害との警告によりその使用をやめるが、これに争う

ことのできる大手の事業者は、当該商標の普通名称化について商標権者と争い、訴訟において26条1項2号の適用を受ける等によりその使用が維持されるというようなことがある。このように、取消制度がない場合の弊害も考慮していただきたい。

- ・普通名称化の防止措置については、この問題は商標権者一人の問題ではなくて、出版社、さらに言うと、人々の言葉の使い方の問題であると思う。辞書等の出版社は、普通名称化しているように思われるものにまで「商標」という形で辞書に入れているが、多くの場合、一般の感覚からずれているように思われる。そのような記載は、人々の言葉の管理、言葉の自由の制約につながるので、かなり慎重に考えたほうがよい。人々が普通名称として使い出してしまった場合には、もはやそのようなものだと考えるべきではないか。

- ・取消制度と普通名称化の防止措置の問題は、本来は区別して考えられるべき。普通名称化に関する取消制度を入れるなら防止措置が必要だというのであれば、取消制度は無いほうがいいと思う。

- ・取消制度は必要である。26条の規定があるからいいではないかという議論もあるが、26条というのは侵害で訴えられたときの抗弁権にすぎず、識別力のない登録商標の弊害はいろいろな場面で想定される。例えば、商標権には後願を排除する効力があり、たとえ識別力がない商標であっても、登録である以上、審査は引例として挙げざるを得ない。また、3条1項を理由とした無効審判請求においては、査定時にさかのぼって、これが記述的な表示であるということ証明しなければならず、大変な作業である。逆に、取消制度があれば、商標権者も登録商標の使い方を真剣に考えるのではないか。

- ・参考資料では、各国の普通名称化防止措置についてあまり書かれていないが、欧州指令では普通名称化防止措置があり、当然、欧州に属している国々もこれに沿った運用はなされている。あるいは、フランスをはじめとする欧州各国では、民法による救済が可能であるという話を聞いた。またアメリカでは、そもそも商標の使用のあるところに保護すべき利益があるという考え方がとられているので、商標の識別力を弱めるような行為それ自体が商標権の本質を傷つける商標権侵害の行為であるとみなされ、明文規定がなかったとしても、同様の実務がなされていると聞いている。

- ・何かしらの普通名称化防止措置があれば、商標権者にとってもそれがよりどころとなって、例えば出版社等に対して、もうちょっと気を使って欲しいと言えるようになる。実際、55%のニーズがあるので、是非導入の方向で検討していただきたい。

- ・識別力のない文字の部分と識別力のある図形・ロゴの部分からなる結合商標が登録されている場合、仮に識別力喪失による取消制度が導入され、それが請求されたとしても、識別力のある図形・ロゴ部分があることから、この請求は認められないものと理解している。しかし、当該商標の文字部分に識別力があるか否かは依然として不明確であるため、識別力がない部分について権利不要求を義務付けるディスクレーム制度というものを検討していただけないか。

- ・初めから出願せずに普通名称になってから出願し、特許庁で拒絶され、裁判所でも請求が棄却される場合がある一方、普通名称化していない段階で出願し、その後普通名称とな

ったという事例もあるだろう。前者と後者との根本的な違いは、商標制度を最初から活用したかどうかであり、前者の登録が認められないなら後者も取り消されていいではないかというのは、一つの理屈かもしれないが、商標制度を最初から活用して普通名称化したものと、普通名称となった段階で商標登録出願をしたものとは、質的に違っているのではないか。このような意味では、安易に取消制度を導入するというのは慎重になるべきではないか。

・現実に普通名称化した商標が商標として保護されているということについて、何らかの措置が必要でないかという考えは是とするとところがある。その意味では、普通名称化防止措置を取消制度とは別に導入することも含めて、判断時が査定時となっていることは行政訴訟の性質上も動かさえないと思うので、何らかの措置は検討したほうがいいのではないか。

(3) パリ条約第6条の3への対応の在り方について

・現行の不正競争法の規定を見ると「同一若しくは類似のもの」という表現になっているが、今回提示された案では、当該国際機関との「関係を公衆に暗示」となっていて、類似概念とはちょっと違うのではないか。4条1項3号に国際機関との関係誤認要件を追加するということであれば、新たに規定される概念が類似と同じ程度のものか、それよりも広く解されるものなのか明確にしてほしい。

(4) 商標法における地域ブランドの保護の在り方について

・現行の地域団体商標制度は、「今ある地域ブランド」の保護に適しているが、「新たに開発された地域ブランド」の保護には課題がある。地域においては、商工会議所、商工会、まちおこし NPO が主体となって、新たな地域ブランドを利用したまちおこしを行っていることから、そうした状況を勘案したうえで、これらの者も地域団体商標の主体として認められるべきである。

・「やまいかに浜松」、「熱海A-Plus」、「京都プレミアム」のように、「地域名＋商品名」ではなく、「地域名＋商品名ではない違う言葉」で地域ブランドを構成しようとしている動きが今は多い。地域ブランドは一つの商品ではなくて、多様な商品群で構成され、それをうまく地域活性化に結びつけていきたい。また、「Kyoto Japan」のように、海外向けの商品にのみ使用するブランドもある。京都というブランドと日本製品であるということを示すもので、これは証明商標になるのか、地域ブランドとなるのか、今回の地域ブランドの制度の見直しにおいて議論となり得るところ。地域ブランドの中には、すでにある地域ブランド、これからつくろうとしている地域ブランド、地域の商品を統括してうまく地域ブランドとしてあげようとしている動き、海外に出ていく商品について、日本のある特定のイメージやブランドで保護して、海外でその商品を売ろうという動きがあるので、これら様々な地域ブランドがあるということを念頭において、今回の制度の見直しの議論を進めていきたい。

・喜多方ラーメンの地域団体商標の審判については、周知性の議論であったにもかかわら

ず、多くの事業者に、地域で一つにまとまらないと商標は取得できないという誤解が生じてしまっている。周知性の議論と関係者が一つにまとまらないといけないというのは別々の議論であり、その誤解を解く努力をしていただきたい。

- ・地域ブランドの活用を推進するために、例えば、京都では、府、市、商工会議所、商工会、弁理士、弁護士などから構成される「京都ブランド商標推進協議会」が設立されている。このような仕組みを作って地域ブランドを保護しようという動きを全国にも展開していくために、権利取得後の支援もお願いしたい。

- ・地域団体商標については、海外での冒認出願の問題で非常に苦勞されている方が多く、海外での権利取得についても徹底して対応していただきたいという要望が多く寄せられている。

- ・客体を拡大するに当たっては、その影響を事前に検討しておく必要があるのではないか。

- ・現行の7条の2では、法律上定められて設置された組合等であって、法人格を有しない組合やいわゆる権利能力なき社団といわれるものも除かれている。商工会や商工会議所等はここには該当しないということなのだろうと思われる。商標権の権利関係がどうなるかというのは、現行の7条の2の組合であれば組合に商標権が所属するが、現在の判例によれば、法人格のない組合や権利能力なき社団については、構成員の総有に属するということになっている。構成員の総有に属することになっている点では、権利の帰属の主体が違ってくるという問題がある。

- ・客体を「地理的表示」のみに限定する場合に、指定商品との関係で絞って考えれば、例えば、商標「有田」、「伊万里」で指定商品「陶器」とし、常に事業者の間でそのような形で把握できるのであれば、それほど問題はないのではないかと。地理的表示だけが表面にでると、それが非常に大きな権利のように誤解されてしまう可能性がある。

- ・例えば、商標「青森」で指定商品「果物」とした場合に、どの範囲まで権利が及ぶのかという点も懸念材料としてある。

- ・地域団体商標制度は、識別力が通常の商標と比べて完全でないものについて特別に商標権を認めるという制度であるので、制度が濫用されないよう、現在は特別の法律が設定されており、かつ、加入の自由が保障されていることで、二つの厳しい要件が課されていると理解している。

- ・濫用を防ぐという意味では、法律等で加入の自由がきちんと保障されているのであれば、主体を商工会議所等に広げていく余地は十分あると思う。

- ・客体として「地域の名称のみからなる商標」、「商品の産地等である地域を認識させる商標」が挙げられているが、やみくもに客体の要件を緩和すると、3条2項の意味がなくなるのではないかと。その観点からすると、ある程度限られた地域で知られていれば足りるということにする反面、地域に関係する名称であるというのは非常に大きな要件であると考えてるので、地域を認識させる程度では足りないのではないかと。他方で、地域名が入っていれば、地域名＋普通名称ということまでは必要がないとも思われるので、基本的には提示いただいた方向に賛成。

・主体を広げることに賛成。地名のみの商標については、「周知性」を緩く解釈するにしても限度があるので、証明商標で手当てすることができないか、検討していただきたい。

以上

-
- <この記事に関する問い合わせ先>
 - 特許庁総務部総務課制度改正審議室
 - TEL : 03-3581-1101 内線 2118
 - FAX : 03-3501-0624
 - E-mail : [お問い合わせフォーム](#)
 - 特許庁審査業務部商標課商標制度企画室
 - TEL : 03-3581-1101 内線 2806
 - FAX : 03-3508-5907
 - E-mail : [お問い合わせフォーム](#)